

母子家庭等医療費助成事業の制度改正について

兵庫県の子家庭等医療費助成制度の改正により、受給対象者の所得制限及び一部負担額を見直す予定です。

1 対象者

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びにこれらに準じる児童。ただし、児童については、18歳に達する年度の末まで。又は高等学校等に在学中の児童が20歳に達する日の属する月末までが対象。

2 一部負担額（本人負担）の改正

対 象	一 部 負 担 額
母子家庭の母 父子家庭の父	外来 <u>1医療機関あたり1日800円（改正前：600円）を限度に月2回まで負担</u> 低所得者は、1日400円（据置）を限度に月2回まで負担
	入院 <u>1月あたり3,200円（改正前：2,400円）を限度に、定率1割負担</u> 低所得者は1月あたり1,600円（据置）を限度に1割負担
児童（高校生）	外来 <u>1医療機関あたり1日600円（据置）を限度に月2回まで負担</u>
	入院 <u>1月あたり2,400円（据置）を限度に、定率1割負担</u>

※ 児童については、中学3年生まで子ども医療費助成事業により無料化しているため、対象は高校生となります。

3 実 施 日 平成26年7月1日

明石市子ども未来部児童福祉課

電話 (078) 918-5027

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号